

税の申告が始まります

市・県民税の申告受付は、2月16日(木)から左記の日程で行います。この申告は、市・県民税や国民健康保険税などの課税資料になるほか、所得証明などの基礎資料にもなりますので、忘れずに申告しましょう。申告書は1月末に郵送しました。申告書が送られていない方には、各庁舎および受付会場に申告書を用意してあります。早めに準備をして正しい申告をしましょう。

なお、各申告会場とも混雑が予想されます。申告書はご自分で書いて、直接、または郵送により提出することもできます。

期日	会場	受付町名
2月16日(木)	飛駒センター	飛駒
17日(金)	野上センター	御神楽・長谷場・白岩・作原
20日(月)	田沼中央公民館 3階小ホール (田沼庁舎西側)	石塚・山越・戸室・岩崎
21日(火)		小中・下彦間・山形・梅園・閑馬
22日(水)		栃本・戸奈良
23日(木)		小見・吉水・新吉水・ 吉水駅前1丁目～3丁目・船越
24日(金)		赤見・出流原・寺久保
27日(月)		田沼
28日(火)	氷室地区公民館	柿平・水木・秋山
29日(水)	葛生あくど プラザ	葛生東1丁目～3丁目・多田
3月1日(木)		中・牧・豊代・仙波
2日(金)		葛生西1丁目～3丁目・宮下・築地・ 富士見・鉢木・長坂・嘉多山・ あくど・会沢・山菅
5日(月)	吾妻地区公民館	大古屋・庚申塚・田島・君田・船津川・ 村上・上羽田・下羽田・高橋・免鳥
6日(火)	城北地区公民館	若松・天神・奈良渕・田之入・並木
7日(水)		堀米
8日(木)	勤労者会館	久保・相生・高砂・万・伊賀・本・ 大蔵・朝日・大・大橋・天明・大和・ 亀井・金屋下・金屋仲・金井上・大祝・ 金吹
9日(金)		馬門・高山・高萩・北茂呂・ 茂呂山・越名
12日(月)		上台・七軒・植野・植上・寺中
13日(火)		植下・若宮上・若宮下・伊保内・ 赤坂・飯田
14日(水)		葦川・富士・大栗・富岡・浅沼・ 栄・西浦・鏡塚・黒袴
15日(木)		犬伏上・犬伏中・犬伏下・犬伏新・ 米山南・関川・町谷・伊勢山

受付時間は午前9時30分から午後4時まで。

ただし、飛駒センター・野上センター・氷室地区公民館は午後3時までとなります。

赤見地区、田沼地区の方は、申告会場が田沼庁舎西側の田沼中央公民館3階、小ホールに変更となりますのでご注意ください。

申告に関するお問い合わせ、
申告書の提出は、
市民税課市民税係 ☎(20)3008
〒327-0831
佐野市浅沼町798番地 (東仮庁舎2階)



早めに準備して、正しい申告をしようね!!

【申告受付に際してのお願い】

①混雑緩和のため、なるべく指定された日に申告してください。

ただし、指定された日に都合がつかない場合は、他のどの日でも申告できます

②申告期間中は市民税課窓口での申告書作成のための相談は行いません

③給与や年金収入のみの方の確定申告相談は、市開設の申告会場となります

④給与や年金以外の所得のある方、また、控えに税務署の收受印が必要な方の確定申告相談は、市開設の申告会場では行いません。佐野税務署での相談・提出となります

【申告書の書き方は】

- ・申告書をご自身で書く場合は、郵送の際に同封した「申告書の書き方」を参照してください。事業(農業)などの所得がある方は、別に収支内訳書も作成してください
- ・受付会場で相談を受けながら申告書を作る場合は、申告書を事前にご記入いただく必要はありません

【受付会場に持参するもの】

①市・県民税申告書(持参できない場合、受付会場にあります)

②確定申告書、確定申告をお知らせするはがき(税務署から郵送されている方)

③印鑑(認印)

④所得金額を証明する書類(給与所得や公的年金所得の方は源泉徴収票など)

⑤事業所得(農業所得を含む)などのある方は、収入や経費を記載した帳簿や領収書など

⑥平成23年中に支払った国民年金保険料・国民健康保険税・介護保険料などの領収書、生命保険料・地震保険料などの控除証明書

⑦障害者控除を受けようとする方は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または障害者控除対象者認定書など

⑧医療費控除を受けようとする方は、平成23年中に支払った医療費の領収書(保険などで医療費の補てんを受けた方は補てん金額のわかる書類も必要です)

なお、給与所得者で年末調整を受けた控除以外の各種控除(雑損、医療費、社会保険料、扶養など)を受ける場合や、年金受給者が扶養親族等申告書で申告した控除以外の各種控除を受ける場合などは自主的な申告が必要となります。

⑨所得税の確定申告書を提出せず、市・県民税の寄附金税額控除のみを受けようとする方は、寄附金受領証明書

【受付会場に来られない方は】

- ・申告書は郵送でも提出できます。また、ご家族など代理の方に申告を頼むこともできます



皆さんも忘れずに申告を!!

平成24年度分から適用される主な税制改正

所得税の扶養控除の見直しに合わせて、市・県民税の控除額などが次のとおり改正されます。これにより、市・県民税の税額が昨年までと大きく変わる場合があります。

- ①16歳未満の扶養親族に係る扶養控除(33万円)は廃止となります
- ②特定扶養控除のうち、16歳以上19歳未満の方に係る扶養控除の上乗せ部分(12万円)が廃止され、扶養控除の額が33万円となります
- ③16歳未満の扶養親族に対する扶養控除が廃止されることに伴い、扶養親族または控除対象配偶者が同居特別障害者である場合に、扶養控除または配偶者控除の額に23万円を加算する措置は、特別障害者控除の額に23万円を加算する措置に改められます
- ④個人住民税の寄附金税額控除(平成23年1月1日以後に支出する寄附金)の適用下限額が、2,000円(改正前5,000円)に引き下げられました